

水道Q & A

よくある質問にお答えいたします。



Q： 一般家庭の2か月あたりの利用料はどのくらいですか？

A： 家事用の2か月あたりの平均的な使用水量3.4m³で1.3mmメーターをご利用の場合には6,452円（税込）となります。（※令和元年10月1日以降消費税10%適用）

Q： 水道料金はどのように決まるのでしょうか？

A： 水をつくるためにかかる費用によって決まります。水道事業は独立採算で運営されているため、水をつくる経費は収入によってまかなわれているためです。

Q： 水道料金はどこで支払うことができますか？

A： 市内にある金融機関の窓口（郵便局を除く）、水道お客さまセンター（市役所本庁舎1階）、長沼・岩瀬市民サービスセンターや納入通知書裏面に記載されている全国のコンビニエンスストアで支払うことができます。

提携している金融機関は次のとおりです。

①東邦銀行 ②大東銀行 ③福島銀行 ④須賀川信用金庫

⑤福島県商工信用組合 ⑥東北労働金庫 ⑦夢みなみ農業協同組合

※コンビニエンスストアで支払う場合は、納入通知書に記載されている納入期限内であれば支払うことができます。

Q： メーターボックスが壊れてしまいました。どうしたらよいのでしょうか？

A： 普段のお客様の安全やメーター交換作業時に影響が出ます。メーターボックスの修繕は指定給水装置工事事業者へ依頼してください。メーターボックスの管理はお客様ご自身となります。したがって、交換、修繕費用はお客様ご自身の負担となります。

Q： 水道の使用を開始したり中止したりするときには、どうしたらよいですか？

A： 手続きが必要となりますので、電話で水道お客さまセンター（63-7111）へお申込みください。お申込みの際には、次の項目に関する情報が必要となりますので事前に確認してからご連絡をお願いします。なお、ご不明な点がございましたら係までご連絡ください。

1 使用または中止する予定日

2 氏名

3 住所（転居または転出の場合、異動先の住所も必要です。）

4 電話番号

5 支払いまたは精算方法